



船橋市立小室小学校  
P T A 会則

お子様が卒業されるまで大切に保管してください。

令和4年4月改訂

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は船橋市立小室小学校父母の会（PTA）といい、事務局を同校内に置く

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は憲法と教育基本法に基づき、保護者と教師が協力して家庭、学校及び社会における児童の幸福な成長をはかると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 教育に対する理解を深めるために学習する。
2. 公費による教育条件、整備をはたらきかける。
3. 児童の教育環境をよくする。
4. 会員の教養を高めるために研修を行う。
5. その他の目的達成のために必要な活動をする。

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的、自主独立の団体としてその活動は次の方針によって行われる。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体、機関等と協力する。
2. 他のいかなる個人、団体、行政、学校からの支配、統制、干渉を受けない。
3. 特定な政党や宗教を支持しない。
4. もっぱら営利を目的とした行為は行わず、営利的企業を指示する事もできない。
5. この会は直接に学校の人事、管理に干渉するものではない。

## 第4章 会員

第5条 この会は会の主旨に賛同する次の会員で構成する。

1. 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。
2. 本校に勤務する教職員。

第6条 会員は会費を納入するものとする。但し事情あるときはこれを減免することが出来る。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

## 第 5 章 組織及び運営

第 8 条 この会は総会、合同役員会、運営委員会、各専門部会及び役員会の各機関を置く。

第 9 条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
2. 定期総会は年 1 回、年度始めに開催する。状況により紙面開催とする。
3. 臨時総会は、合同役員会が必要と認めた時、及び会員の 10 分の 1 以上の要求があった時、開催する。
4. 総会は全会員の過半数の出席を以って成立する。(但し委任状を含む)
5. 総会の議事は出席者の過半数で決する。
6. 総会の議長は 2 名、出席した会員から選出する。
7. 総会の通知及び資料は開催日以前に会員に配布しなければならない。
8. 総会は次の事項を行う
  - (1) 活動報告の承認及び活動計画案の決定
  - (2) 決算の承認及び予算案の決定
  - (3) 役員及び会計監査の選出
  - (4) 規約改正
  - (5) その他の重要事項の審議決定 第 10 条 合同役員会

1. 合同役員会は本部役員と学年代表により構成する。
2. 合同役員会は総会に次ぐ議決機関とする。
3. 合同役員会は、原則毎月 1 回の定例会議をもつ。
4. 合同役員会は 3 分の 2 の委員の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 合同役員会は次の事項を行う。
  - (1) 総会に提出する議案及び審議事項等の資料作成
  - (2) 活動計画案、予算案の審議
  - (3) 各部から提出された議案の審議、決定
  - (4) 各専門部会間の連絡及び調整
  - (5) 細則及び内規等審議、決定
  - (6) 合同役員会は細則・内規等の制定又は改廃をした場合は会員に知らせると共に次の総会に報告しなければならない。

第 11 条 運営委員会

1. 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、各専門部部長をもって構成する。
2. 運営委員会は各専門部間の連絡調整をはかる。
3. 運営委員会は、会長が必要と認めた時召集する。
4. 慶弔規定の承認第12条 この会は各専門部を置き、その運営について細則に定める。

## 第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。

会長1名（保護者） 副会長2名（保護者） 理事1名（学校長） 書記3名  
（保護者2名教職員1名） 会計3名（保護者2名教職員1名）  
P連担当1名（保護者）

ただし、状況に応じて増減することができる。

第14条 役員会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を行う。

1. 総会に提出する議案の企画審議
  2. 決算書の作成
  3. 細則及び内規等の起案
  4. その他の緊急事項の処理
- 第15条 役員会の任務
1. 会長 この会の最高責任者であり会務の総括をする。  
必要である時、本部付きの特別役員を選任することができる。
  2. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は任務を代行する。
  3. 書記 この会の活動に関する事項を記録し、庶務を行う。
  4. 会計 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、正確に金銭の収支を記録する。
  5. P連担当 船橋市PTA連合会（略してP連）の業務を行う。

第16条 役員会の任期

1. 役員会の任期は1年とし、再任は妨げない。
2. 任期途中で欠員の生じた場合、合同役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員会の兼任は認めないものとする。

第17条 役員は、第9条5項に基づき選出される。

第18条 会員は本人の意思で役員選挙に立候補できる。

## 第7章 会 計

第19条 会費

1. この活動に要する経費は会費およびその他の収益をもって充てる。 会費は1世帯月250円とする。

2. 年度の途中にて児童の転出入があったとき会費は、転入の場合は翌月より納入、転出の場合は翌月より還付する。

第20条 この会の会計年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。第21条この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第22条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。第2

3条 この会の資産及び資金は第2章の目的達成のため以外には使用、又は支出してはならない。

## 第8章 会計監査

第24条 会計監査は2名（保護者）とする。

第25条 この会の会計を監査し総会に報告する。

第26条 会計監査の選出は役員選出に準ずる。

## 第9章 選挙対策委員会

第27条 役員選挙に関する事務を行うために、選挙対策委員を選出する。第28条選挙対策委員会はその任務に関して一切他からの干渉を受けない。

第29条 選挙対策委員は上記の任務を終了した時に解任される。選挙対策委員会の内規は別に定める。

## 第10章 付 則

第30条 この会の運営に関し必要な細則、内規等はこの会則に反しない限りにおいて合同役員会の議決を経て定める。

第31条 この会の会議はすべて公開とする。

第32条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成で改正することができる。但し、改正案は総会開催の7日以前までに全会員に知らせるものとする。

【付記】 本会則は、昭和56年4月25日より実施する。

※第5章 第10条を平成13年4月21日より改定。

※第10章 第30条の一部を平成13年4月21日より改定。

※第2章 第2条の一部を平成16年4月27日より改定。 ※第4章第5条の一部を平成16年4月27日より改定。

※第6章 第13条の一部を平成16年4月27日より改定。

※第6章 第15条の一部を平成16年4月27日より改定。

※第6章 第24条の一部を平成16年4月27日より改定。

※第7章 第19条の一部を平成19年4月27日より改定。

※第6章 第13条の一部を平成22年4月22日より改定。

※第6章 第15条の一部を平成27年4月24日より改定。

※第6章 第13条および第15条の一部を平成29年5月1日より改定。

※第6章 第13条および第15条の一部を平成29年12月5日より改定。

※第6章 第15条の一部を平成30年5月1日より改定。

※第7章 第19条の一部を平成30年5月1日より改定。

※第5章 第9条の一部を令和4年4月22日より改定。

※第5章 第10条の一部を令和4年4月22日より改定。 ※第5章第13条の一部を令和4年4月22日より改定。

## 《細則》

### 1. 専門部の構成と運営は次の通りとする。

専門部には広報部、環境部の2部を置く。

#### (1) 構成

- 1 専門部は学年から1名以上、上限を学年学級数で選出された部員で構成し、部長、会計を互選する。

補導委員は学校側と本部役員の協議により選出される。第6章15条により補導委員は本部付とする。

#### (2) 運営 1 広報部

会員の意識向上のための広報活動を行う。

#### 2 環境部

児童の校外における健全な育成を指導すると共に地域の環境改善に努める。

#### (3) 各専門部会は必要に応じて部長が召集する。

### 2. 学年連絡会の構成と運営は次の通りとする。

各専門部員は担任教師と連絡を密にし、学年連絡会を持ち、相互の連絡及び行事等について協力しあう。

### 3. ベルマーク係は昭和60年4月1日に削除されました。

### 4. 学級委員会と文化部は、平成3年4月1日に合併され「学級文化部」になりました。

### 5. 保健厚生部と校外指導部は、平成4年4月1日に合併され「環境部」になりました。

※《細則》(1) 構成の一部を平成13年4月21日より改定。

※《細則》(1) 構成の一部を平成20年4月24日より改定。

※《細則》(1) 構成の一部を平成27年4月24日より改定。

※《細則》(1) 構成の一部を平成28年4月21日より改定。 ※《細則》(1)、(2) 構成の一部を令和4年4月22日より改定。

## 《選挙対策委員会内規》

1. 選挙対策委員会は総会の3ヶ月以上前に、役員、会計監査の選挙について立候補者の届出の公示を行う。
2. 選挙対策委員会は、立候補者の氏名、性別、住所、職業、本人の抱負等を全会員に知らせる。
3. 選挙対策委員会はすべての投票の公正を期す。
4. 選挙対策委員会は互選により学年問わず6名、教職員会員1名、運営委員から2名で構成する。
5. 立候補による役員選出が不可能な場合。
  - (1) 立候補者が1名もない場合はすみやかに推薦委員会とし、会員の意思が反映される方法で、役員及び会計監査を推薦する。
  - (2) 立候補者が1名以上あり、役員数に達しない場合、立候補者は会員の信任投票を受け、信任は投票数の3分の2以上とする。
  - (3) 満たない数の役員を推薦委員会で推薦する。

※《選挙対策委員会内規》の一部を平成13年4月21日より改定。

※《選挙対策委員会内規》の一部を令和4年4月22日より改定。

### 【表彰規定】

この会の運営委員会の役職を3期以上連続して務めた者については、総会において表彰する。なお、合同役員会の承認を得た者については表彰することができる。

### 【慶弔規定】

1. 結婚の場合
  - (1) 対象 教職員のみ
  - (2) 金額 5000円
2. 死亡の場合
  - (1) 対象 会員とその配偶者及び子供
  - (2) 金額 5000円
3. 対外関係に対する儀礼は5000円を限度とする。
4. その他に関しては、運営委員会の承認を受ける。

※慶弔規定については昭和58年4月1日より一部改定

※表彰規定については昭和59年2月13日改定

※細則2の(1)構成については昭和59年4月1日より一部改定

※表彰規定については昭和63年1月22日改定

※慶弔規定については平成9年6月10日より一部改定